【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 平成28年7月22日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼執行役社長 渡邊 国夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-3241-9511

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース 信託受益証券に係るファンドの名称 野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 継続募集額(平成28年7月23日から平成29年7月21日まで)

信託受益証券の金額】 野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコー

ス

2兆円を上限とします。

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコー

ス

2兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース 野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース

(以上を総称して「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。ファンドの名称を簡略化して「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース」を「Aコース」、「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース」を「Bコース」という場合があります。なお、「Aコース」については「(為替ヘッジあり)」を、「Bコース」については「(為替ヘッジなし)」を、各々名称に付記する場合があります。また、各々「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信A」、「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信B」という場合、「クラウド&スマートA」、「クラウド&スマートB」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。) なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が 完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.78%(税抜3.5%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位

(購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。)

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7)【申込期間】

平成28年 7月23日から平成29年 7月21日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(9)【払込期日】

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、 販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合がありま す。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村

信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付 単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。

スイッチング

「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信」を構成する各ファンド間で、乗換え(以下「スイッチング」といいます。)ができます。スイッチングとは、「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信」を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込み日の午後3時までに、「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販

売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、当該投資者が保有する受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。 (詳しくは「第 二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金」をご覧下さい。)

販売会社によっては、スイッチングのお取り扱いを行なわない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

申込日当日が、ニューヨーク証券取引所もしくはフランクフルト証券取引所の休場日または ニューヨークの銀行もしくはフランクフルトの銀行の休業日にあたる場合。

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース」および「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース」のスイッチング可能な2本のファンドから構成されています。

世界的な情報技術等の発展、普及により恩恵を受けると考えられる、世界のクラウドコンピューティング関連企業^{*1}の株式およびスマートグリッド関連企業^{*2}の株式を実質的な主要投資対象 とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

- Aコース… 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- Bコース... 実質組入外貨建資産については、原則として為替へッジを行ないません。

「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

- *1 当ファンドにおいて「クラウドコンピューティング」とは、ハードウェア機能、ソフトウェア機能、 アプリケーション等の様々なサービスを、インターネットを通じて提供する形態のことをいいます。 当ファンドにおいて「クラウドコンピューティング関連企業」とは、ハードウェア機能、ソフトウェ ア機能、アプリケーション等の様々なサービスを、インターネットを通じて提供する企業や、それら 機能やサービスを提供するための媒体となる通信機器を製造する企業等をいいます。
- *2 当ファンドにおいて「スマートグリッド」とは、情報技術等を活かして構築され、電力情報の双方向 化、電源の分散化、電力供給の安定化等に寄与する次世代電力インフラのことをいいます。 当ファンドにおいて「スマートグリッド関連企業」とは、スマートグリッド構築にあたって、電力情 報の双方向化、電源の分散化、電力供給の安定化等に寄与する、通信・制御システムを提供する企業 や、送配電網関連機器や電力貯蔵装置等を製造する企業等をいいます。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を 変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース)

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国内	株 式 債 券
	海外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券	_	北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			(フルヘッジ)
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()	<i>_</i>	オセアニア		
一 ≠+☆+□ /☆	日々	+ + 1/	- \.\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	45.1
不動産投信	7.0/14	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
スのル次文	その他	771		
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券		中近東		
(株式 一般))				
┃ ┃資産複合		(中東)		
貝 佐 [Tマージング		
() 资产配公用完刑		1 7 7 7 7		
() 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産 (その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

(野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース)

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単 位 型	国内	株 式
	海外	不動産投信
追 加 型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券 		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回	_,		()
公債	(隔月)	区欠州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)	1		
()		オセアニア		
了手\女+□ <i>/</i> =	日々	+±1/		45.1
不動産投信	70/4	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
フの仏次立	その他	7711+		
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券		中汽車		
(株式 一般))		中近東		
次 产指 公		(中東)		
┃資産複合 ┃/ \		エマージング		
		1 1 7 7 7		
資産配力回定型 資産配分変更型				
貝圧癿刀友丈工				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産 (その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファ

ンドをいう。

「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資 信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

「決算頻度による属性区分 1

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

「投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

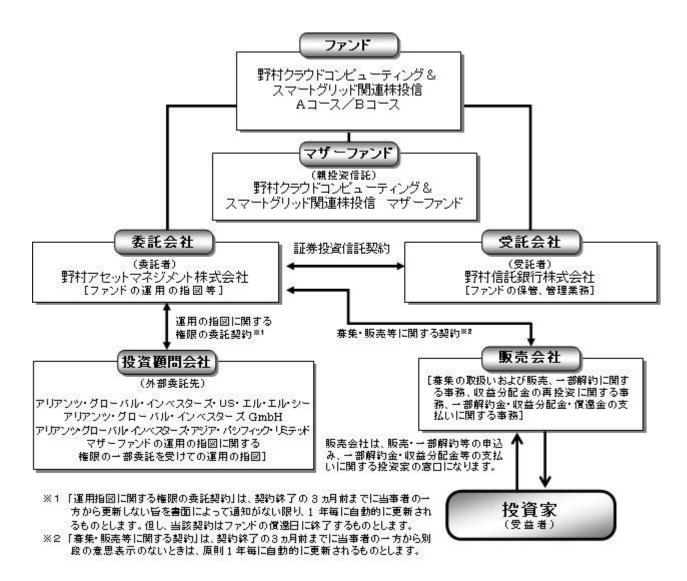
[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

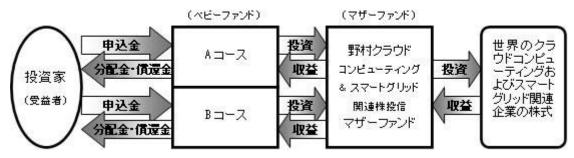
平成22年4月16日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始 平成27年4月27日 「野村クラウドコンピューティング&スマートグ リッド関連株投信 マネープールファンド」の償還

(3)【ファンドの仕組み】



ファミリーファンド方式について

ファンドは「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



- *マザーファンドの運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。
- *販売会社との契約によっては、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。
- *ファンドは、マザーファンドの他に、株式等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況(平成28年6月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

- ・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・資本金の額 17,180百万円
- ・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日

委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

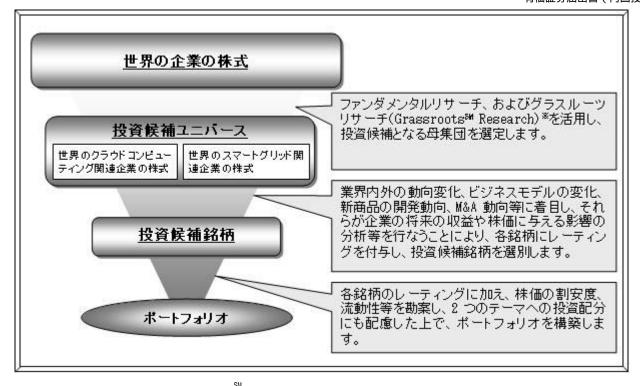
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- [1] 世界のクラウドコンピューティング関連企業の株式およびスマートグリッド関連企業の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
- [2]株式への投資にあたっては、独自のボトムアップリサーチにより各銘柄にレーティングを付与し、投資候補銘柄を選別します。各銘柄のレーティングに加え、株価の割安度、流動性等を勘案し、クラウドコンピューティング関連企業およびスマートグリッド関連企業の株式への投資配分にも配慮した上で、ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオ構築プロセス



グラスルーツリサーチ(Grassroots Research)とは、企業の製品・サービス等についての市場調査を行なう独自の 調査ネットワークです。

- *上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。
- [3] 実質組入外貨建資産については、「Aコース」は原則として為替ヘッジを行ない、「Bコース」は原則として為替ヘッジを行ないません。

「Aコース」については、実質組入外貨建資産については、原則として為替へッジ(先進国通貨等による代替へッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替へッジによる為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替へッジを行なわない場合があります。

- [4]株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- [5] 運用の指図に関する権限の一部を以下の外部委託先に委託します。

マザーファンドの運用にあたっては、運用の指図に関する権限のうち、以下に関する権限の一部を以下の外部委託先に委託します。

委託する範囲 : 株式等の運用

委託先名称 : アリアンツ・グローバル・インベスターズ・US・エル・エル・シー

(Allianz Global Investors U.S. LLC)

委託先所在地 : 米国カリフォルニア州サンフランシスコ市

委託先名称 : アリアンツ・グローバル・インベスターズGmbH

(Allianz Global Investors GmbH)

委託先所在地 : ドイツ連邦共和国フランクフルト市

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託先名称 : アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アジア・パシフィック・リミテッ

ド

(Allianz Global Investors Asia Pacific Limited)

委託先所在地 : 中華人民共和国香港

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

一部の国の株式等の発注は委託会社により行なわれます。

各外部委託先は、ドイツのミュンヘンを本社とする総合金融グループであるアリアンツSEの傘下にあります。

独自の調査を投資アプローチの基盤とし、グローバルな運用・調査体制を活用し、リサーチ・チームによるファンダメンタルズ分析等により幅広く投資対象をカバーする充実した調査体制を有しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

世界のクラウドコンピューティング関連企業の株式およびスマートグリッド関連企業の株式を実質的な主要 投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

マザーファンドの主要投資対象

世界のクラウドコンピューティング関連企業の株式およびスマートグリッド関連企業の株式を主要 投資対象とします。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - 八.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 二. 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - 口.次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと 類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものか ら利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新 株予約権証券
- 12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
- 13.前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15.投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
- 18.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 22. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 23. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除 く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 7.日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書(上記 に定める証券 または証書を除きます。)
- 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの(上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。)
- 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの

その他の投資対象

- 1. 先物取引等
- 2.スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド」

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

- 2. 運用方法
 - (1) 投資対象

世界のクラウドコンピューティング関連企業の株式およびスマートグリッド関連企業の株式を主要投資 対象とします。

(2) 投資態度

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

株式への投資にあたっては、独自のボトムアップリサーチにより各銘柄にレーティングを付与し、投資候補銘柄を選別します。各銘柄のレーティングに加え、株価の割安度、流動性等を勘案し、クラウドコンピューティング関連企業およびスマートグリッド関連企業の株式への投資配分にも配慮した上で、ポートフォリオを構築します。

株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

この信託の株式等の運用の指図に関する権限の一部を以下に委託します。

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・US・エル・エル・シー(Allianz Global Investors U.S. LLC)

アリアンツ・グローバル・インベスターズGmbH (Allianz Global Investors GmbH)

アリアンツ・グローバル・インベスターズ・アジア・パシフィック・リミテッド (Allianz Global Investors Asia Pacific Limited)

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以内とします。

有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

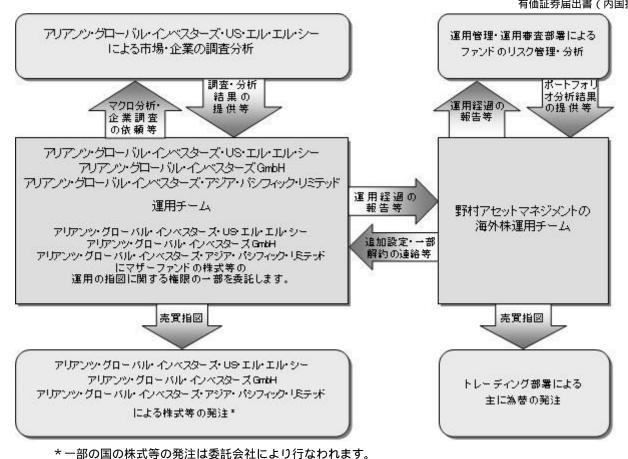
同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(3)【運用体制】

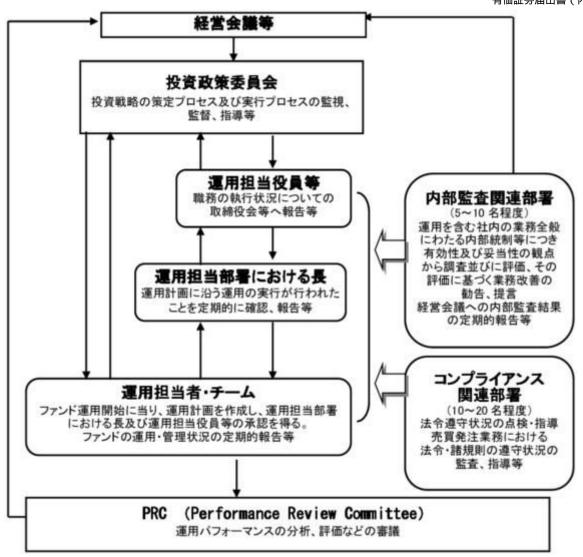
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を 控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。な お、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費 税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損 金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、 次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額 について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年4月27日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分 配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当 該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で 記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算 日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超え ることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないま せん。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品 取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以 下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいま す。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるもの をいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の 範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものと します(以下同じ。)。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション 取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない 範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と 類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前述の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金

利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資 産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債お よび組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償 還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託 財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度と します。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額 が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定す る全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回 避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件 のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができ ます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし ます。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありませ
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザー ファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額と の合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超 えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、ス ワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速 やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産 に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマ ザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を 乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するも のとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の 提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制 限)
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内 とします。
- 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債 への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 の10%以内とします。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- ()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引され ている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得す る株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第21条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株 予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きま す。)の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の 範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合に は、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第27条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産 総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ(約款第34条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の 手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的とし て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を 通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運 用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を 信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- () 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用に</u> よる損益はすべて投資者の皆様に帰属します<u>。</u>

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落</u>により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。また、ファンドは特定のテーマに絞った株式に実質的に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準

価額が大きく変動する場合があります。

[為替変動リスク]

「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の 影響を受けます。

「Aコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替へッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、2つのテーマに絞った銘柄選定を行ないますが、市場規模、業界動向、流動性等によっては、 一方のテーマへの投資に大きく偏る場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部 または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産は その相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった 場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準 価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

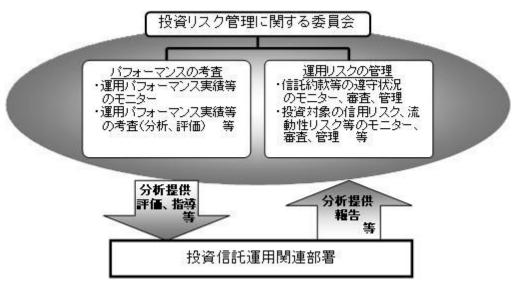
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、 審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是 正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



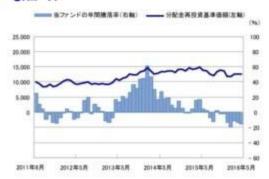
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

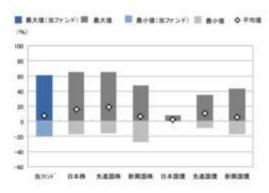
リスクの定量的比較

(2011年6月末~2016年5月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配会再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Aコース



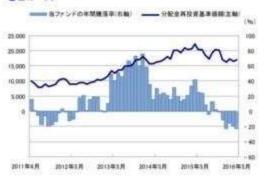


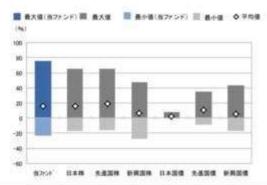
	B770+	日本株	先进国株	新国网络	日本国債	先進国債	新興田信
最大値(%)	61.3	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値(%)	Δ 19.5	Δ 17.0	Δ 15.6	△ 27.4	0.4	Δ 8.6	△ 17.4
平均值(5)	7.5	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。 *2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1
- 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における 年間の機落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配会再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの職務率の比較〉

●Bコース





	カファット	日本株	先进国株	新闻田林	日本部僚	先进国值	新興區債
最大值(%)	75.5	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小值(%)	△ 23.2	A 17.0	Δ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	A 17.4
平均值(%)	16.0	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したも のとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000とし て指数化しております。
- 年間腰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各 月末における1年間の機落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2011 年 6 月から 2016 年 5 月の 5 年間の各月末における 1 年間の機落率の最大値・最小値・平均値を表示したもので
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の煙落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

〇日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

- 〇先進御株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)
- ○新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 〇日本関係 NOMURA-BPI関係
- 〇先進箇債・シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)
- ○新興語彙:JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証機価指数(TOPDO(配当込み)・・・東証機価指数(TOPDX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(維東京証券取引所)の知的財産であり。指数の算 出、指数値の公表、利用など問指数に関するすべての権利は、維東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、維東京証券取引所により提供、保証又 は販売されるものではなく、概束京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に配因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- OMSCI-KOKUSAI指数(配当込み、内ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、内ベース)・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権 判はMSCII:帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ONOMURA-BPI固備・・NOMURA-BPI固備の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI固備の正確性、完 全性、個額性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責 任を負いません
- 〇シティ世界関係インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界関係インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが関 免した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Chiproup Index LLCの知的財産であり、指数 に関するすべての権利は、Calgroup Index LLCが有しています。 〇JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデ
- ックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)」 (ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベル も含め、旧しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション。或いは指数 に関連する何らかの商品の価値や循段を決めるものでもありません。また、投資報略や税金における金計アドバイスを送的に推奨するものでもありません。 ここに含まれる市場価格、データ。その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は適知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありま せん。本資料に含まれる免行体の金融商品について、IPMやその従来員がロング・ショート間方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、免行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資主になっている可能性もあります。 米国のJF、Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト)と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品金粉、或いは特にプロダクトへの投資の確認について、また金融 市場における役責機会を指数に連動させる成いはそれを目的とする権勢の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、成いは伝達または示 権を行なうものではありません。 指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。 指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性。また指数に付随する情報について保証するものではありません。指 数は指数スポンサーが保有する対産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに係属します。 JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, JP, Morgan Securities PLC。またはその関係会社が投資銀行業

務を行う間に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 物)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.78%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当

する率)(税抜3.5%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の191.16(税 抜年10,000分の177)の率を乗じて得た額とします。また、信託報酬の配分は次の通り(税抜)とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年10,000分の100	年10,000分の70	年10,000分の7

ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド」の外部委託先が受ける報酬は、「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、毎年4月および10月ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、年10,000分の60の率(委託先の合計の率とします。)を乗じて得た金額とします。

支払先の役務の内容

<委託会社>	< 販売会社 >	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	購入後の情報提供、運用	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	報告書等各種書類の送	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	付、口座内でのファンド	図の実行等
成、基準価額の算出等	の管理および事務手続き	
	等	

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信 託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に

相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、 基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきま す。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離 課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315% および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収 が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ <u>特定公社債 の利子</u> ・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となりま

す。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。 換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益とし て課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。 なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

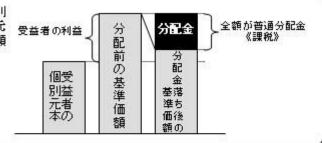
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

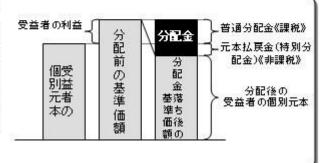
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本私戻金(特別分配金)とな り、分配金から元本私戻金(特別分配金) を控除した額が普通分配金となります。な お、受益者が元本私戻金(特別分配金)を 受け取った場合、分配金発生時にその個別 元本から元本払戻金(特別分配金)を控除 した額が、その後の受益者の個別元本とな ります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(平成28年5月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成28年 5月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,351,765,673	100.02
現金・預金・その他資産(負債控除後)		296,802	0.02
合計 (純資産総額)		1,351,468,871	100.00

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)	
親投資信託受益証券	日本	6,190,289,551	99.49	
現金・預金・その他資産(負債控除後)		31,578,198	0.50	
合計 (純資産総額)		6,221,867,749	100.00	

(参考)野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	6,989,057,503	92.66
	香港	55,873,641	0.74
	小計	7,044,931,144	93.40
投資証券	アメリカ	66,489,182	0.88
現金・預金・その他資産(負債控除後)		430,573,072	5.70
合計 (純資産総額)	7,541,993,398	100.00	

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		受益証券	野村クラウドコンピューティン グ&スマートグリッド関連株投 信 マザーファンド	731,158,413	1.8365	1,342,772,426	1.8488	1,351,765,673	100.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合 計	100.02

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)		投資 比率 (%)
1		受益証券	野村クラウドコンピューティン グ&スマートグリッド関連株投 信 マザーファンド	3,348,274,314	1.8375	6,152,454,052	1.8488	6,190,289,551	99.49

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.49
合 計	99.49

(参考)野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	盆柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア	121,477	5,687.62	690,915,409	5,804.38	705,098,766	9.34
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インター ネットソフ トウェア・ サービス	8,169	80,601.02	658,429,751	82,938.74	677,526,600	8.98
3	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	インター ネットソフ トウェア・ サービス	33,581	12,592.79	422,878,796	13,244.01	444,747,341	5.89
4	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュー タ・周辺機 器	31,809	10,960.87	348,654,378	11,132.82	354,124,158	4.69
5	アメリカ	株式	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェ ア	36,099	8,447.16	304,934,300	9,293.44	335,484,028	4.44
6	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半 導体製造装 置	95,688	3,481.76	333,163,116	3,502.37	335,135,335	4.44
7	アメリカ	株式	TESLA MOTORS INC	自動車	10,290	26,024.39	267,791,058	24,744.05	254,616,353	3.37
8	アメリカ	株式	SOLARCITY CORP	電気設備	102,592	3,196.28	327,913,214	2,469.52	253,353,447	3.35
9	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	通信機器	77,817	3,153.77	245,417,100	3,208.38	249,666,880	3.31
10	アメリカ	株式	CRITEO SA-SPON ADR	インター ネットソフ トウェア・ サービス	48,865	4,686.10	228,986,550	4,950.14	241,888,728	3.20
11	アメリカ	株式	CORNING INC	電子装置・ 機器・部品	97,779	2,122.49	207,535,894	2,275.37	222,484,322	2.94
12	アメリカ	株式	YELP INC	インター ネットソフ トウェア・ サービス	74,710	2,346.38	175,298,124	2,868.90	214,336,146	2.84
13	アメリカ	株式	SKYWORKS SOLUTIONS INC	半導体・半 導体製造装 置	28,574	7,784.57	222,436,440	7,377.51	210,804,971	2.79
14	アメリカ	株式	TWITTER INC	インター ネットソフ トウェア・ サービス	113,525	1,965.23	223,103,570	1,675.19	190,176,399	2.52
15	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CL A	メディア	26,140	6,772.78	177,040,704	6,975.90	182,350,214	2.41
16	アメリカ	株式	ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	半導体・半 導体製造装 置	160,483	1,107.56	177,745,779	1,071.68	171,986,486	2.28
17	アメリカ	株式	BROADCOM LTD	半導体・半 導体製造装 置	8,810	16,608.82	146,323,770	17,007.10	149,832,569	1.98
18	アメリカ	株式	HUBSPOT INC	ソフトウェ ア	26,215	4,989.70	130,805,179	5,183.11	135,875,407	1.80
19	アメリカ	株式	COHERENT INC	電子装置・ 機器・部品	11,795	10,209.62	120,422,496	10,661.33	125,750,434	1.66
20	アメリカ	株式	MICROSEMI CORP	半導体・半 導体製造装 置	33,776	4,093.88	138,275,007	3,715.38	125,490,695	1.66
21	アメリカ	株式	RED HAT INC	ソフトウェ ア	14,400	8,261.30	118,962,765	8,489.12	122,243,455	1.62
22	アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	情報技術 サービス	10,820	10,789.87	116,746,438	10,781.14	116,652,034	1.54
23	アメリカ	株式	NEW RELIC INC	インター ネットソフ トウェア・ サービス	33,610	2,945.64	99,003,125	3,248.32	109,176,143	1.44

								有価証券	届出書(内国投資	<u>信託</u> 受益証	E券)
24	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS	半導体・半 導体製造装 置	39,265	2,359.69	92,653,377	2,711.37	106,462,084	1.41	
25	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	インター ネット販 売・カタロ グ販売	1,325	68,510.99	90,777,071	79,015.90	104,696,075	1.38	
26	アメリカ	株式	TE CONNECTIVITY LTD	電子装置・ 機器・部品	15,715	6,703.69	105,348,530	6,616.46	103,977,694	1.37	
27	アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェ ア	8,085	11,525.25	93,181,657	11,969.31	96,771,925	1.28	
28	アメリカ	株式	AKAMAI TECHNOLOGIES	インター ネットソフ トウェア・ サービス	13,410	5,740.88	76,985,263	6,012.94	80,633,633	1.06	
29	アメリカ	株式	QORVO INC	半導体・半 導体製造装 置	14,305	5,136.52	73,477,947	5,605.79	80,190,943	1.06	
30	アメリカ	株式	VANTIV INC - CL A	情報技術 サービス	13,045	6,024.04	78,583,628	5,988.54	78,120,520	1.03	

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	電気設備	3.35
		自動車	3.37
		メディア	2.41
		インターネット販売・カタログ販売	1.38
		インターネットソフトウェア・サービス	26.73
		情報技術サービス	2.58
		ソフトウェア	19.52
		通信機器	4.11
		コンピュータ・周辺機器	5.43
		電子装置・機器・部品	6.29
		半導体・半導体製造装置	18.18
投資証券			0.88
合 計			94.29

【投資不動産物件】

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 A コース 該当事項はありません。

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース 該当事項はありません。

(参考)野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース

該当事項はありません。

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース

該当事項はありません。

(参考)野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース

平成28年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	 資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2011年 4月27日)	8,824	9,021	1.1233	1.1483
第2計算期間	(2012年 4月27日)	2,454	2,509	1.1137	1.1387
第3計算期間	(2013年 4月30日)	1,928	1,930	1.0297	1.0307
第4計算期間	(2014年 4月28日)	1,006	1,055	1.2921	1.3551
第5計算期間	(2015年 4月27日)	822	864	1.4035	1.4760
第6計算期間	(2016年 4月27日)	1,304	1,354	1.1702	1.2152
	2015年 5月末日	869		1.4432	
	6月末日	806		1.3452	
	7月末日	759		1.3207	
	8月末日	700		1.2275	
	9月末日	659		1.1558	
	10月末日	1,270		1.2888	
	11月末日	1,318		1.3301	
	12月末日	1,423		1.3259	
	2016年 1月末日	1,394		1.1286	
	2月末日	1,314		1.1370	
	3月末日	1,361		1.2176	
	4月末日	1,330		1.1628	
	5月末日	1,351		1.1788	

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース

平成28年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2011年 4月27日)	64,829	65,147	1.0206	1.0256
第2計算期間	(2012年 4月27日)	19,898	19,956	1.0192	1.0222
第3計算期間	(2013年 4月30日)	11,886	12,100	1.1094	1.1294
第4計算期間	(2014年 4月28日)	8,893	9,329	1.4310	1.5010
第5計算期間	(2015年 4月27日)	9,649	10,130	1.8064	1.8964
第6計算期間	(2016年 4月27日)	6,095	6,408	1.4028	1.4748
	2015年 5月末日	10,504		1.9299	
	6月末日	9,118		1.7855	
	7月末日	8,944		1.7765	
	8月末日	7,996		1.6170	
	9月末日	7,454		1.5088	
	10月末日	8,422		1.6953	
	11月末日	8,385		1.7746	
	12月末日	8,041		1.7428	
	2016年 1月末日	6,618		1.4808	
	2月末日	6,241		1.4050	
	3月末日	6,621		1.4957	
	4月末日	6,200		1.3760	
	5月末日	6,221		1.4090	

【分配の推移】

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年 4月16日~2011年 4月27日	0.0250円
第2計算期間	2011年 4月28日~2012年 4月27日	0.0250円
第3計算期間	2012年 4月28日~2013年 4月30日	0.0010円
第4計算期間	2013年 5月 1日~2014年 4月28日	0.0630円
第5計算期間	2014年 4月29日~2015年 4月27日	0.0725円
第6計算期間	2015年 4月28日~2016年 4月27日	0.0450円

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2010年 4月16日~2011年 4月27日	0.0050円
第2計算期間	2011年 4月28日~2012年 4月27日	0.0030円
第3計算期間	2012年 4月28日~2013年 4月30日	0.0200円
第4計算期間	2013年 5月 1日~2014年 4月28日	0.0700円
第5計算期間	2014年 4月29日~2015年 4月27日	0.0900円
第6計算期間	2015年 4月28日~2016年 4月27日	0.0720円

【収益率の推移】

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年 4月16日~2011年 4月27日	14.8%
第2計算期間	2011年 4月28日~2012年 4月27日	1.4%
第3計算期間	2012年 4月28日~2013年 4月30日	7.5%
第4計算期間	2013年 5月 1日~2014年 4月28日	31.6%
第5計算期間	2014年 4月29日~2015年 4月27日	14.2%
第6計算期間	2015年 4月28日~2016年 4月27日	13.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース

	計算期間	収益率
第1計算期間	2010年 4月16日~2011年 4月27日	2.6%
第2計算期間	2011年 4月28日~2012年 4月27日	0.2%
第3計算期間	2012年 4月28日~2013年 4月30日	10.8%
第4計算期間	2013年 5月 1日~2014年 4月28日	35.3%
第5計算期間	2014年 4月29日~2015年 4月27日	32.5%
第6計算期間	2015年 4月28日~2016年 4月27日	18.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年 4月16日~2011年 4月27日	27,757,854,499	19,902,148,964	7,855,705,535

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第2計算期間	2011年 4月28日~2012年 4月27日	875,679,978	6,527,472,828	2,203,912,685
第3計算期間	2012年 4月28日~2013年 4月30日	1,212,558,123	1,543,091,569	1,873,379,239
第4計算期間	2013年 5月 1日~2014年 4月28日	616,886,375	1,711,671,046	778,594,568
第5計算期間	2014年 4月29日~2015年 4月27日	60,624,914	253,380,717	585,838,765
第6計算期間	2015年 4月28日~2016年 4月27日	740,761,834	211,718,168	1,114,882,431

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2010年 4月16日~2011年 4月27日	139,558,763,386	76,039,928,571	63,518,834,815
第2計算期間	2011年 4月28日~2012年 4月27日	1,623,107,209	45,618,699,733	19,523,242,291
第3計算期間	2012年 4月28日~2013年 4月30日	1,169,083,070	9,977,892,142	10,714,433,219
第4計算期間	2013年 5月 1日~2014年 4月28日	2,835,253,204	7,334,608,828	6,215,077,595
第5計算期間	2014年 4月29日~2015年 4月27日	2,260,060,420	3,133,123,955	5,342,014,060
第6計算期間	2015年 4月28日~2016年 4月27日	863,660,980	1,860,259,389	4,345,415,651

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



主要な資産の状況

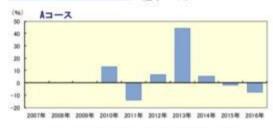
順位	銘柄	業務	投資比	率(%)
MH 10.	2001 #rts	#1E	Aコース	Bコース
1	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	9.3	9.3
2	ALPHABET INC-CL A	インターネットソフトウェア・サービス	9.0	8.9
3	FACEBOOK INC-A	インターネットソフトウェア・サービス	5.9	5.9
4	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4.7	4.7
5	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア	4.4	4.4
6	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	4.4	4.4
7	TESLA MOTORS INC	自動車	3.4	3.4
8	SOLARCITY CORP	電気設備	3.4	3.3
9	CISCO SYSTEMS	通信機器	3.3	3.3
10	CRITEO SA-SPON ADR	インターネットソフトウェア・サービス	3.2	3.2

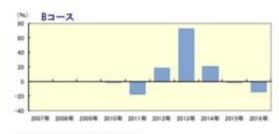
順位 图/地域	投資比	平(%)
(通貨別)	Aコース	Bコース
1 アメリカ	93.6	93.1
2 香港	0.7	0.7

THE REAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PARTY ADDRESS OF THE PARTY ADDRESS OF THE PARTY AND ADDRESS OF THE PARTY ADDRESS OF THE PAR

年間収益率の推移

(暦年ペース)





- ・ファンドの年間収益率は役引前分配金を再投資して算出。
- -2010年は設定日(2010年4月16日)から年末までの収益率。
- •ファンドにベンチマークはありません。 -2016年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホー ムページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれま す。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる 販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングによる申込みは、「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信」を構成する各ファンド間で、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は、1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては上記と異なる場合等があります。

販売会社によっては、スイッチングのお取り扱いを行なわない場合があります。詳しくは販売会社にお問い 合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

<申込手数料>

()取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.78%(税抜3.5%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて 得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割され

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

た受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振 替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法 の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託に より生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る 信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、受益権を、1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳 しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約 請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金(スイッチングのための換金を含み ます。)の申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

各コースについては、信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換 金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

なお、各コースの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別 途、各ファンドにおいてファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の 金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払いま す。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があ るときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に 受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日 の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合に は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとしま す。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの 信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の 申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載また は記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法		
株式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の最終相場で評価します。		
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。		

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成32年4月27日までとします(平成22年4月16日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年4月28日から翌年4月27日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

- ()「Aコース」および「Bコース」の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回った場合は、「Aコース」および「Bコース」を終了(繰上償還)させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()次のいずれかの場合には、受託者と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、各ファンドを終了(繰上償還)させる場合があります。

受益者に有利であると認めるとき

やむを得ない事情が発生したとき

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議 (以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし たときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場 合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合 には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示 をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された 場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

< 自動けいぞく投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合がありま す。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース 野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(平成27年4月28日から平成28年4月27日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第5期 (平成27年 4月27日現在)	第6期 (平成28年 4月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,783,159	14,102,117
親投資信託受益証券	819,021,123	1,305,078,032
派生商品評価勘定	1,702,967	7,532,992
未収入金	39,000,000	66,000,000
未収利息	22	-
流動資産合計	873,507,271	1,392,713,141
資産合計	873,507,271	1,392,713,141
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	141,993	19,376,675
未払収益分配金	42,473,310	50,169,709
未払解約金	16,032	5,762,354
未払受託者報酬	341,350	502,204
未払委託者報酬	8,289,766	12,196,295
未払利息	-	26
その他未払費用	14,575	21,461
流動負債合計	51,277,026	88,028,724
負債合計	51,277,026	88,028,724
純資産の部		
元本等		
元本	585,838,765	1,114,882,431
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	236,391,480	189,801,986
(分配準備積立金)	165,600,767	82,699,236
元本等合計	822,230,245	1,304,684,417
純資産合計	822,230,245	1,304,684,417
負債純資産合計	873,507,271	1,392,713,141

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第5期 自 平成26年 4月29日 至 平成27年 4月27日	第6期 自 平成27年 4月28日 至 平成28年 4月27日
営業収益		
受取利息	6,706	5,338
有価証券売買等損益	299,888,921	175,243,091
為替差損益	152,545,568	75,292,465
営業収益合計	147,350,059	99,945,288
営業費用		
支払利息	-	298
受託者報酬	721,806	805,846
委託者報酬	17,529,344	19,570,468
その他費用	52,421	45,204
営業費用合計	18,303,571	20,421,816
営業利益又は営業損失()	129,046,488	120,367,104
経常利益又は経常損失()	129,046,488	120,367,104
当期純利益又は当期純損失()	129,046,488	120,367,104
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	22,815,782	26,059,022
期首剰余金又は期首欠損金()	227,431,981	236,391,480
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,846,243	166,628,305
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	18,846,243	166,628,305
剰余金減少額又は欠損金増加額	73,644,140	68,740,008
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	73,644,140	68,740,008
分配金	42,473,310	50,169,709
期末剰余金又は期末欠損金()	236,391,480	189,801,986

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 3.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 足説明 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取 引の市場リスクの大きさを示すものではありません。 4.その他 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成27年 4月28日から平成28年 4月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第5期			第6期		
	平成27年 4月27日現在 平成28年 4月27日現在				
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	
		585,838,765□			1,114,882,431 🗆
2 .	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2 .	計算期間の末日における1単位当たりの	D純資産の額
	1口当たり純資産額	1.4035円		1口当たり純資産額	1.1702円
	(10,000口当たり純資産額)	(14,035円)		(10,000口当たり純資産額)	(11,702円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期	第6期			
自 平成26年 4月29日	自 平成27年 4月28日			
至 平成27年 4月27日	至 平成28年 4月27日			
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用			
当ファンドの主要投資対象である野村クラウドコンピュー	当ファンドの主要投資対象である野村クラウドコンピュー			
ティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンドに	ティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンドに			
おいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一	おいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一			
部を委託する為に要する費用	部を委託する為に要する費用			
なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全	なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全			
てのベビーファンドの合計額となっております。	てのベビーファンドの合計額となっております。			
支払金額 64,375,681円	支払金額 54,733,669円			
2.分配金の計算過程 項目	2.分配金の計算過程 項目			
費用控除後の配当等収益額 A 5,555,648円	費用控除後の配当等収益額 A 0円			

	野州ア ピツー	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	有価証券届	出書(内国投資信託受益証券)
. 编载力提全端值	О	ОШ

費用控除後・繰越欠損金補填	В	100,675,058円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	70,790,713円
分配準備積立金額	D	101,843,371円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	278,864,790円
当ファンドの期末残存口数	F	585,838,765□
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	4,760円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	725円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	42,473,310円

	1217 1277	in South Company
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	294,784,019円
分配準備積立金額	D	132,868,945円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	427,652,964円
当ファンドの期末残存口数	F	1,114,882,431口
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	3,835円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	450円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	50,169,709円

3.追加情報

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第5期	第6期
自 平成26年 4月29日	自 平成27年 4月28日
至 平成27年 4月27日	至 平成28年 4月27日
1.金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバ	同左
ティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であ	
ります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リス	
ク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低	
減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを	
目的として、為替予約取引を利用しております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 同左会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

第5期	第6期
平成27年 4月27日現在	平成28年 4月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
親投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、(その他の注記)の 3	
デリバティブ取引関係に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期	第6期
自 平成26年 4月29日	自 平成27年 4月28日
至 平成27年 4月27日	至 平成28年 4月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

		「コ間能力が	UNITED STATES OF THE PARTY OF T
	第5期	第6期	
É	1 平成26年 4月29日	自 平成27年 4月28日	
至	至 平成27年 4月27日	至 平成28年 4月27日	
期首元本額	778,594,568円	期首元本額	585,838,765円
期中追加設定元本額	60,624,914円	期中追加設定元本額	740,761,834円
期中一部解約元本額	253,380,717円	期中一部解約元本額	211,718,168円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第5期	第6期		
4-1-	自 平成26年 4月29日	自 平成27年 4月28日		
種類	至 平成27年 4月27日	至 平成28年 4月27日		
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)		
親投資信託受益証券 210,604,375		143,849,548		
合計	210,604,375	143,849,548		

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

	第5期(平成27年 4月27日現在)			第6期(平成28年 4月27日現在)				
種類	契約額等 (F	9)			契約額等(F	9)		
		うち1年	時価(円)	評価損益(円)		うち1年	時価(円)	評価損益(円)
		超				超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	792,881,014	-	791,320,040	1,560,974	1,261,978,587	-	1,273,822,270	11,843,683
米ドル	759,685,017	-	758,114,680	1,570,337	1,249,966,587	-	1,261,535,710	11,569,123
ユーロ	12,470,593	-	12,536,250	65,657	-	-	-	-
香港ドル	20,725,404	-	20,669,110	56,294	12,012,000	-	12,286,560	274,560
合計	792,881,014	-	791,320,040	1,560,974	1,261,978,587	-	1,273,822,270	11,843,683

(注)時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物 相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧 客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成28年 4月27日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成28年 4月27日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券		野村クラウドコンピューティング& スマートグリッド関連株投信 マ ザーファンド		1,305,078,032	
	小計	銘柄数:1		1,305,078,032	
		組入時価比率:100.0%		100.0%	
	合計			1,305,078,032	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第5期 (平成27年 4月27日現在)	第6期 (平成28年 4月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	99,170,546	55,351,113
親投資信託受益証券	9,627,987,464	6,078,542,094
未収入金	530,000,000	400,000,000
未収利息	160	_
流動資産合計	10,257,158,170	6,533,893,207
資産合計	10,257,158,170	6,533,893,207
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	480,781,265	312,869,926
未払解約金	28,888,190	56,670,015
未払受託者報酬	3,858,165	2,708,773
未払委託者報酬	93,698,131	65,784,441
未払利息	-	104
その他未払費用	165,285	116,025
流動負債合計	607,391,036	438,149,284
負債合計	607,391,036	438,149,284
純資産の部		
元本等		
元本	5,342,014,060	4,345,415,651
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	4,307,753,074	1,750,328,272
(分配準備積立金)	2,744,373,166	1,578,759,249
元本等合計	9,649,767,134	6,095,743,923
純資産合計	9,649,767,134	6,095,743,923
負債純資産合計	10,257,158,170	6,533,893,207

(2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自 至	第5期 平成26年 4月29日 平成27年 4月27日	自 至	第6期 平成27年 4月28日 平成28年 4月27日
営業収益				
受取利息		74,281		48,608
有価証券売買等損益		3,026,781,936		1,364,045,370
営業収益合計		3,026,856,217		1,363,996,762
営業費用				
支払利息		-		1,254
受託者報酬		7,414,873		6,098,778
委託者報酬		180,075,280		148,113,211
その他費用		317,653		261,255
営業費用合計		187,807,806		154,474,498
営業利益又は営業損失()		2,839,048,411		1,518,471,260
経常利益又は経常損失()		2,839,048,411		1,518,471,260
当期純利益又は当期純損失()		2,839,048,411		1,518,471,260
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()		721,476,026		155,134,935
期首剰余金又は期首欠損金()		2,678,900,794		4,307,753,074
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,406,739,101		601,658,926
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		1,406,739,101		601,658,926
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,414,677,941		1,482,877,477
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		1,414,677,941		1,482,877,477
分配金		480,781,265		312,869,926
期末剰余金又は期末欠損金()		4,307,753,074		1,750,328,272

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法 規投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 P的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成27年 4月28日から平成28年4月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第5期			第6期	
	平成27年 4月27日現在			平成28年 4月27日現在	:
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総	数
	5,342,014,06	0П			4,345,415,651□
2 .	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2 .	計算期間の末日における1単位当たり)の純資産の額
	1口当たり純資産額 1.800	4円		1口当たり純資産額	1.4028円
	(10,000口当たり純資産額) (18,064	円)		(10,000口当たり純資産額)	(14,028円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期	第6期
自 平成26年 4月29日	自 平成27年 4月28日
至 平成27年 4月27日	至 平成28年 4月27日

1.運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 64,375,681円

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	65,959,506円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	2,051,612,879円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	1,563,379,908円
分配準備積立金額	D	1,107,582,046円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,788,534,339円
当ファンドの期末残存口数	F	5,342,014,060□

1.運用の外部委託費用

当ファンドの主要投資対象である野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用

なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全 てのベビーファンドの合計額となっております。

支払金額 54,733,669円

2.分配金の計算過程

. 刀癿並以可异心性	り他立の可昇地性				
項目					
費用控除後の配当等収益額	А	0円			
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円			
後の有価証券売買等損益額					
収益調整金額	С	936,946,859円			
分配準備積立金額	D	1,891,629,175円			
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,828,576,034円			
当ファンドの期末残存口数	F	4,345,415,651□			

有価証券届	出書(内	国投資信	計	受益証券)

10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	8,963円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	900円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	480,781,265円

	日叫吐刀压	<u>n exidir) e m</u>
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	6,509円
額		
10,000口当たり分配金額	Н	720円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	312,869,926円

3.追加情報

平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付 き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融 市場では利回り水準が低下しております。この影響に より、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担 する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息とし て表示しております。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第5期	第6期
自 平成26年 4月29日	自 平成27年 4月28日
至 平成27年 4月27日	至 平成28年 4月27日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リス	
ク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員	同左
会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行	
なっております。	
市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把	
握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま	
す。 <i>佐</i> 田以 り 5 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する。	
る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。	
組入制限等の管理を行なってあります。 流動性リスクの管理	
流動性リスクの自理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を	
把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	
politicに 4V11重にMI/NU十分の自体で刊なりてのります。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

第5期	第6期
平成27年 4月27日現在	平成28年 4月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
<i>λ</i> .	
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
親投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期	第6期
自 平成26年 4月29日	自 平成27年 4月28日
至 平成27年 4月27日	至 平成28年 4月27日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第5期		第6期	
自 平成26年 4月29日		自 平成27年 4月28	日
至 平成27年 4月27日		至 平成28年 4月27	日
期首元本額	6,215,077,595円	期首元本額	5,342,014,060円
期中追加設定元本額	2,260,060,420円	期中追加設定元本額	863,660,980円
期中一部解約元本額	3,133,123,955円	, 期中一部解約元本額	1,860,259,389円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第5期	第6期
	自 平成26年 4月29日	自 平成27年 4月28日
種類	至 平成27年 4月27日	至 平成28年 4月27日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,228,093,312	1,176,705,268
合計	2,228,093,312	1,176,705,268

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成28年 4月27日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成28年 4月27日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券		野村クラウドコンピューティング& スマートグリッド関連株投信 マ ザーファンド		6,078,542,094	
	 小計	銘柄数:1		6,078,542,094	
		組入時価比率:99.7%		100.0%	
	合計			6,078,542,094	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース」および「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース」は「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(平成28年 4月27日現在)

資産の部

	(平成28年 4月27日現在)
預金	192,632,725
コール・ローン	481,954,768
株式	7,128,411,766
投資証券	114,061,059
未収入金	118,015,919
未収配当金	3,777,945
流動資産合計	8,038,854,182
資産合計	8,038,854,182
負債の部	
流動負債	
未払金	189,115,753
未払解約金	466,000,000
未払利息	909
流動負債合計	655,116,662
負債合計	655,116,662
純資産の部	
元本等	
元本	4,015,019,101
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	3,368,718,419
元本等合計	7,383,737,520
純資産合計	7,383,737,520
負債純資産合計	8,038,854,182

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	投資証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算
算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金
	受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を
	計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
足説明	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。

平成28年 4月27日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 1.8390円

(10,000口当たり純資産額)

(18,390円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成27年 4月28日

至 平成28年 4月27日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 - 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成28年 4月27日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成28年 4月27日現在	
期首	平成27年 4月28日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,714,566,807円
同期中における追加設定元本額	1,018,321,936円
同期中における一部解約元本額	1,717,869,642円
期末元本額	4,015,019,101円
期末元本額の内訳*	
野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース	709,667,228円
野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース	3,305,351,873円

^{*}は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成28年 4月27日現在)

1壬 李五	文化	50 tz	₩ ₩	評価額		備考		
種類	類 通貨 銘柄	株式数 ―	単価	金額	1桶2			
朱式	米ドル	SOLARCITY CORP	60,647	33.00	2,001,351.00			
		TESLA MOTORS INC	5,495	253.74	1,394,301.30			
		COMCAST CORP-CL A	25,880	61.05	1,579,974.00)		
		AMAZON.COM INC	5,010	616.88	3,090,568.80			
		EXPEDIA INC	5,840	106.64	622,777.60)		
		AKAMAI TECHNOLOGIES	9,325	52.66	491,054.50			
		ALPHABET INC-CL A	5,154	725.37	3,738,556.98	3		
		CARE.COM INC	20,325	6.08	123,576.00)		
	CRITEO SA-SPON ADR	61,125	42.24	2,581,920.00				
	FACEBOOK INC-A	18,346	108.76	1,995,310.96	6			
	HORTONWORKS INC	11,300	11.92	134,696.00)			
					NEW RELIC INC	13,980	25.88	361,802.40
		TWITTER INC	112,410	17.75	1,995,277.50			
		YELP INC	105,425	21.15	2,229,738.75	5		
		MASTERCARD INC-CLASS A	10,715	97.27	1,042,248.05	5		
		VANTIV INC - CL A	16,610	54.30	901,923.00			
		HUBSPOT INC	20,860	44.52	928,687.20			
		INTUIT INC	8,005	103.92	831,879.60			
		MICROSOFT CORP	107,372	51.44	5,523,215.68	3		

ORACLE CORPORATION	47,005	40.65	1,910,753.25	
RED HAT INC	14,275	74.49	1,063,344.75	
SALESFORCE.COM INC	22,729	76.21	1,732,177.09	
TABLEAU SOFTWARE INC-CL A	28,875	49.50	1,429,312.50	
CISCO SYSTEMS	77,027	28.45	2,191,418.15	
3D SYSTEMS CORP	62,495	18.00	1,124,910.00	
APPLE INC	43,844	104.35	4,575,121.40	
NETAPP INC	18,855	24.53	462,513.15	
CORNING INC	65,839	19.22	1,265,425.58	
IPG PHOTONICS CORP	9,584	101.02	968,175.68	
TE CONNECTIVITY LTD	15,560	60.81	946,203.60	
APPLIED MATERIALS	58,485	21.27	1,243,975.95	
BROADCOM LTD	9,700	150.76	1,462,372.00	
INTEL CORP	94,718	31.40	2,974,145.20	
LAM RESEARCH	5,115	80.25	410,478.75	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	17,780	37.45	665,861.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	15,270	50.08	764,721.60	
MICROSEMI CORP	33,331	36.96	1,231,913.76	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	158,853	9.99	1,586,941.47	
QORVO INC	23,045	46.30	1,066,983.50	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	22,554	71.70	1,617,121.80	
LENDINGCLUB CORP	147,578	7.52	1,109,786.56	
小計			63,372,516.06	
			(7,052,093,587)	
組入時価比率:95.5%			98.9%	
香港ドル LENOVO GROUP LTD	822,000	6.47	5,318,340.00	
小計銘柄数:1			5,318,340.00	
			(76,318,179)	
組入時価比率:1.0%			1.1%	
合計			7,128,411,766	
			(7,128,411,766)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(平成28年 4月27日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	EQUINIX INC	3,105	1,024,991.55	
	小計	銘柄数:1	3,105	1,024,991.55	
				(114,061,059)	
		組入時価比率:1.5%		100.0%	
	合計			114,061,059	
				(114,061,059)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコース

平成28年 5月31日現在

資産総額	2,653,221,352円
負債総額	1,301,752,481円
純資産総額(-)	1,351,468,871円
発行済口数	1,146,514,372□
1口当たり純資産額(/)	1.1788円

野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコース

平成28年 5月31日現在

資産総額	6,238,700,005円
負債総額	16,832,256円
純資産総額(-)	6,221,867,749円
発行済口数	4,415,760,980□
1口当たり純資産額(/)	1.4090円

(参考)野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド

平成28年 5月31日現在

資産総額	7,553,993,608円
負債総額	12,000,210円
純資産総額(-)	7,541,993,398円
発行済口数	4,079,432,727□
1口当たり純資産額(/)	1.8488円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券

から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再 発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法 その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成28年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

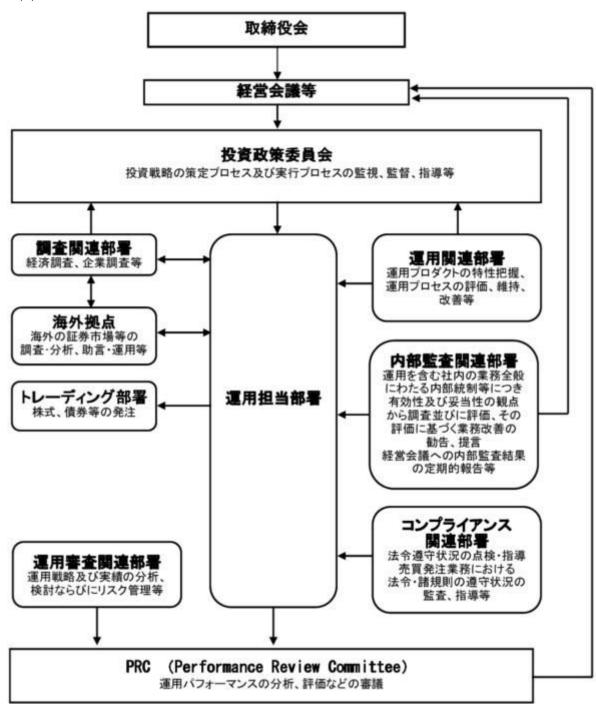
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、口)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、八)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成28年5月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

	未数	純資産総額(百万円)
1至天只	~××	范泉注心照(口/기)/

追加型株式投資信託	909	17,955,808
単位型株式投資信託	56	216,302
追加型公社債投資信託	18	6,015,996
単位型公社債投資信託	231	1,645,127
合計	1,214	25,833,233

3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3.委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成27年4月1日から平成 28年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度	2 ⊟24 □ \	当事業年度 (平成28年3月31日)		
	<u> </u>	(平成27年3月31日)		(平成26年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	金額(百万円)		
(資産の部)						
流動資産						
現金・預金			411		208	
金銭の信託			56,824		55,341	
有価証券			17,100		24,100	
前払金			15		34	
前払費用			29		2	
未収入金			330		511	
未収委託者報酬			12,679		14,131	
未収運用受託報酬			7,436		7,309	
繰延税金資産			2,594		2,028	
その他			73		56	
貸倒引当金			9		10	
流動資産計			97,486		103,715	
固定資産						
有形固定資産			1,322		1,176	
建物	2	413		403		
器具備品	2	909		773		
無形固定資産			7,254		7,681	
ソフトウェア		7,253		7,680		

				12 1mm 1m 2
その他	1		0	
投資その他の資産		24,840		23,225
投資有価証券	11,593		9,216	
関係会社株式	10,149		10,958	
従業員長期貸付金	30		-	
長期差入保証金	49		45	
長期前払費用	60		49	
前払年金費用	2,776		2,777	
その他	179		176	
貸倒引当金	0		-	
固定資産計		33,417		32,083
資産合計		130,903		135,799

		前事業年度		当事業年度		
		(平成27年3月31日)		(平成28年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百	金額(百万円) 金額(百		万円)	
(負債の部)						
流動負債						
預り金			118		118	
未払金	1		11,602		11,855	
未払収益分配金		1		1		
未払償還金		32		31		
未払手数料		4,883		4,537		
その他未払金		6,684		7,284		
未払費用	1		10,221		8,872	
未払法人税等			1,961		1,838	
前受収益			-		45	
賞与引当金			4,558		4,809	
外国税支払損失引当金			1,721			
流動負債計			30,182		27,538	
固定負債						
退職給付引当金			2,467		2,708	
時効後支払損引当金			521		526	
繰延税金負債			747		68	
固定負債計			3,735		3,303	
負債合計			33,918		30,842	
(純資産の部)						
株主資本			90,092		99,606	
資本金			17,180		17,180	
資本剰余金			11,729		13,729	
資本準備金		11,729		11,729		
その他資本剰余金		-		2,000		
利益剰余金			61,182		68,696	
利益準備金		685		685		
その他利益剰余金		60,497		68,011		
別途積立金		24,606		24,606		
繰越利益剰余金		35,890		43,405		
評価・換算差額等			6,893		5,349	
その他有価証券評価差額金			6,893		5,349	
純資産合計			96,985		104,956	

台信・		420.002	125 700
負債・純資産合計		130.903	135.799

(2)【損益計算書】

		(自 平成26	《年度年月1日年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百	百万円)	金額(百万円)		
営業収益						
委託者報酬			96,159		104,445	
運用受託報酬			31,466		31,351	
その他営業収益			221		219	
営業収益計			127,847		136,016	
営業費用						
支払手数料			47,060		46,531	
広告宣伝費			823		1,008	
公告費			-		0	
受益証券発行費			5		5	
調査費			28,326		28,068	
調査費		1,299		4,900		
委託調査費		27,027		23,167		
委託計算費			1,156		1,148	
営業雑経費			3,275		3,899	
通信費		193		185		
印刷費		951		969		
協会費		77		78		
諸経費		2,053		2,666		
営業費用計			80,648		80,662	
一般管理費						
給料			11,660		11,835	
役員報酬	2	289		367		
給料・手当		6,874		6,928		
賞与		4,496		4,539		
交際費			131		124	
旅費交通費			472		488	
租税公課			501		695	
不動産賃借料			1,218		1,230	
退職給付費用			723		1,063	
固定資産減価償却費			3,120		2,589	
諸経費			6,815		7,801	
一般管理費計			24,643		25,827	
営業利益			22,555		29,526	

		(自 至	前事業年度 平成26年4月1日 平成27年3月31日)	(自 至	当事業年度 平成27年4月1日 平成28年3月31日)
区分	注記 番号		金額(百万円)		金額(百万円)

					1 月1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
営業外収益					
受取配当金	1	4,038		7,323	
受取利息		5		4	
金銭の信託運用益		347		-	
為替差益		-		281	
その他		366		382	
営業外収益計			4,756		7,991
営業外費用					
金銭の信託運用損		-		1,196	
時効後支払損引当金繰入額		28		72	
その他		137		52	
営業外費用計			166		1,321
経常利益			27,146		36,196
特別利益					
投資有価証券等売却益		794		50	
株式報酬受入益		142		96	
特別利益計			936		146
特別損失					
投資有価証券売却損		-		95	
投資有価証券等評価損		91		-	
固定資産除却損	3	357		60	
外国税支払損失引当金繰入額		1,721		-	
特別損失計			2,169		156
税引前当期純利益			25,913		36,186
法人税、住民税及び事業税			8,433		9,806
法人税等調整額			2,488		744
当期純利益			19,967		25,635

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	株主資本									
		資本類	資本剰余金		利益剰余金					
							その他利	益剰余金		株主
	資本金	資 本 準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別。途積立金	繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	資本合計		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249		
会計方針の変 更による累積 的影響額						81	81	81		

								70 (1)0,5
会計方針の変更								
を反映した当期	17,180	11,729	11,729	685	24,606	25,966	51,258	80,168
首残高								
当期変動額								
剰余金の配当						10,043	10,043	10,043
当期純利益						19,967	19,967	19,967
株主資本以外の								
項目の当期変動								
額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,923	9,923	9,923
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092

(単位:百万円)

	評価・換算		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	6,679	6,679	86,929
会計方針の変更に			81
よる累積的影響額			01
会計方針の変更を反	6,679	6,679	86,847
映した当期首残高	6,679	0,079	00,047
当期変動額			
剰余金の配当			10,043
当期純利益			19,967
株主資本以外の項			
目の当期変動額	213	213	213
(純額)			
当期変動額合計	213	213	10,137
当期末残高	6,893	6,893	96,985

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

		資本剰余金			株主資本	株主資本 利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益	その他利 別 途 積立金	益剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	-	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当期変動額									

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

						19,933	19,933	19,933
						25,635	25,635	25,635
		2 000	2 000			144	144	2 144
		2,000	2,000			144	144	2,144
						1 660	1 669	1 660
						1,000	1,000	1,668
-	-	2,000	2,000	-	-	7,514	7,514	9,514
17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
				2,000 2,000	2,000 2,000 -	2,000 2,000	2,000 2,000 7,514	2,000 2,000 7,514 7,514

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当期変動額			
剰余金の配当			19,933
当期純利益			25,635
合併による増加			2,144
吸収分割による増加			1,668
株主資本以外の項目の	1 542	1 540	1 542
当期変動額 (純額)	1,543	1,543	1,543
当期変動額合計	1,543	1,543	7,971
当期末残高	5,349	5,349	104,956

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法			
	(2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま す。)			
	時価のないもの 移動平均法による原価法			
2.金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法			

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物38~50年附属設備8~15年構築物20年器具備品4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

(5) 外国税支払損失引当金

将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込まれる負担所要額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末			当事	業年度末	
(平成27年 3 月31)	∃)			3年3月31日)	
1.関係会社に対する資産及び負債	į.	1 . 関係会社1	1.関係会社に対する資産及び負債		
区分掲記されたもの以外で各	科目に含まれているも	区分掲記:	されたもの	O以外で各科目	目に含まれているも
のは、次のとおりであります。		のは、次のの	とおりであ	うります 。	
未払金	4,979百万円	未払金			5,894百万円
未 払 費	1.411	未	払	費	1.151
用	1,411	用			1,151
2 . 有形固定資産より控除した減値		2 . 有形固定資	資産より控	際した減価償	却累計額
建物	607百万円	建物			641百万円
器具備品 3,052		器具備品			3,132
合計	3,659	合計			3,774

損益計算書関係

前事業年度	当事業年度		
(自 平成26年4月1日	(自 平成27年4月1日		
至 平成27年3月31日)	至 平成28年3月31日)		
1.関係会社に係る注記	1 . 関係会社に係る注記		
区分掲記されたもの以外で関係会社に対する	もの 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの		
は、次のとおりであります。	は、次のとおりであります。		
受取配当金 3,966百万	円 受取配当金 7,081百万円		
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給され おります。	2.役員報酬の範囲額 (同左)		
3.固定資産除却損	3.固定資産除却損		
- 百	ī万 建物 1百万円 1		
建物	器具備品 4		
器具備品 15	ソ フ ト ウ ェ 		
ソ フ ト ウ ェ 342	<u>7</u>		
<u>7</u>	合計 60		
合計 357			

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 10,043百万円配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額1,950円基準日平成26年3月31日効力発生日平成26年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額19,933百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額3,870円基準日平成27年3月31日効力発生日平成27年6月26日

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成27年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 19,933百万円 配当の原資 利益剰余金 1株当たり配当額 3,870円 基準日 平成27年3月31日 効力発生日 平成27年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成28年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額34,973百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額6,790円基準日平成28年3月31日効力発生日平成28年6月24日

金融商品関係

前事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバ

ティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を 目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取 引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	411	411	-
(2)金銭の信託	56,824	56,824	-
(3)未収委託者報酬	12,679	12,679	-
(4)有価証券及び投資有価証券	27,398	27,398	-
その他有価証券	27,398	27,398	-
(5)関係会社株式	3,064	196,109	193,045
資産計	100,378	293,423	193,045
(6)未払金	11,602	11,602	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	32	32	-
未払手数料	4,883	4,883	-
その他未払金	6,684	6,684	-
(7)未払費用	10,221	10,221	-
(8)未払法人税等	1,961	1,961	-
負債計	23,784	23,784	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,294百万円、関係会社株式7,085百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について90百万円減損処理を行っております。

注3: 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

				ш . Д/313/
	1年以内	1年超	5年超	10年超
	14以内	5年以内	10年以内	104世
預金	411	-	-	-
金銭の信託	56,824	-	-	-
未収委託者報酬	12,679	-	-	-
有価証券	17,100	-	-	-

合計	87,015	-	-	-	

当事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクは ほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経 営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	208	208	-
(2)金銭の信託	55,341	55,341	-
(3)未収委託者報酬	14,131	14,131	-
(4)未収運用受託報酬	7,309	7,309	-
(5)有価証券及び投資有価証券	32,071	32,071	-
その他有価証券	32,071	32,071	-

(6)関係会社株式	3,064	180,880	177,816
資産計	112,127	289,944	177,816
(7)未払金	11,855	11,855	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	4,537	4,537	-
その他未払金	7,284	7,284	-
(8)未払費用	8,872	8,872	-
(9)未払法人税等	1,838	1,838	-
負債計	22,566	22,566	-

注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券1,245百万円、関係会社株式7,894百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
	一十以内	5年以内	10年以内	10年起
預金	208	ı	-	ı
金銭の信託	55,341	-	-	-
未収委託者報酬	14,131	-	-	-
未収運用受託報酬	7,309	-	-	
有価証券	24,100	-	-	
合計	101,091	-	-	-

有価証券関係

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成27年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成27年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	(百万円)	(日ハロ)	(日ハロ)
関連会社株式	3,064	196,109	193,045
合計	3,064	196,109	193,045

4. その他有価証券(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	10,298	282	10,015
小計	10,298	282	10,015
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	17,100	17,100	-
小計	17,100	17,100	-
合計	27,398	17,382	10,015

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	800	790	-
合計	800	790	-

(注)投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(平成28年3月31日) 該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
関連会社株式	3,064	180,880	177,816
合計	3,064	180,880	177,816

4. その他有価証券(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(117313)	(117313)	(27313)
株式	7,971	282	7,688
小計	7,971	282	7,688
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	24,100	24,100	-
小計	24,100	24,100	-
合計	32,071	24,382	7,688

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	135	-	95
合計	135	-	95

退職給付関係

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,680 百万円
会計方針の変更による累積的影響額	127
会計方針の変更を反映した期首残高	15,808
勤務費用	746
利息費用	213
数理計算上の差異の発生額	1,128
退職給付の支払額	724
_ その他	46
退職給付債務の期末残高	17,218

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	14,786 百万円
期待運用収益	369
数理計算上の差異の発生額	975
事業主からの拠出額	558
退職給付の支払額	573
	16,117

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,474 百万円
年金資産	16,117
	1,643
非積立型制度の退職給付債務	2,743
未積立退職給付債務	1,100
未認識数理計算上の差異	1,861
未認識過去勤務費用	451
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309
退職給付引当金	2,467
前払年金費用	2,776
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	746 百万円
利息費用	213
期待運用収益	369
数理計算上の差異の費用処理額	24
過去勤務費用の費用処理額	40
その他	24
確定給付制度に係る退職給付費用	550

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

	-
債券	31%
株式	13%
受益証券等	29%
生保一般勘定	21%
その他	6%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率1.1%退職一時金制度の割引率0.8%長期期待運用収益率2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172百万円でした。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	17,218 百万円
勤務費用	811
利息費用	181
数理計算上の差異の発生額	1,150
退職給付の支払額	654
その他	13
	18.692

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,117 百万円
期待運用収益	402
数理計算上の差異の発生額	711
事業主からの拠出額	511
退職給付の支払額	555
年金資産の期末残高	15,764

積立型制度の退職給付債務	15,775 百万円
年金資産	15,764
	11
非積立型制度の退職給付債務	2,917
未積立退職給付債務	2,928
未認識数理計算上の差異	3,409
未認識過去勤務費用	411
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付引当金	2,708
前払年金費用	2,777
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	69
退職給付費用及びその内訳項目の金額 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の費用処理額	811 百万円 181 402 314
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	863
年金資産に関する事項 年金資産の主な内容 年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通	通りです。
債券	43%
株式	43%
生保一般勘定	13%
その他	1%
	100%

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分 と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮 しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率 0.7% 退職一時金制度の割引率 0.5% 長期期待運用収益率 2.5%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末	当事業年度末
(平成27年3月31日)	(平成28年3月31日)

861

3,264

1,959

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の
内訳	
繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,784
賞与引当金	1,504
退職給付引当金	789
所有株式税務簿価通算差異	690
投資有価証券評価減	475
未払事業税	387
ゴルフ会員権評価減	296
減価償却超過額	186
時効後支払損引当金	166
子会社株式売却損	153
関連会社株式譲渡益	169
未払社会保険料	92
外国税支払損失引当金	567
その他	214
繰延税金資産小計	7,479
評価性引当額	1,500
繰延税金資産合計	5,979
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,243
前払年金費用	888
繰延税金負債合計	4,132
繰延税金負債の純額	1,847

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	36.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されな	
い項目	6.0%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国	
源泉税	- %
税率変更による期末繰延税金資産の減	1.8%
額修正	
評価性引当額	7.3%
その他	2.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9%

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税 金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第 9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1 日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が 行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産 及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来 の36%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解 消が見込まれる一時差異については33%に、平成28年4 月1日に開始する前事業年度以降に解消が見込まれる一 時差異については、32%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は73百万円減 少し、法人税等調整額が479百万円、その他有価証券評 価差額金が405百万円、それぞれ増加しております。

1. 徐延帆亚县庄及6徐延帆亚县县67先工0	工る原因別の
内訳	
繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,676
賞与引当金	1,490
退職給付引当金	839
所有株式税務簿価通算差異	669
投資有価証券評価減	460
未払事業税	350
ゴルフ会員権評価減	240
減価償却超過額	177
時効後支払損引当金	163
子会社株式売却損	148
関連会社株式譲渡益	120
未払社会保険料	89
外国税支払損失引当金	-
その他	251
繰延税金資産小計	6,678
評価性引当額	1,453
繰延税金資産合計	5,224
操延税金負債 	
その他有価証券評価差額金	2,403

1、繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳

前払年金費用

繰延税金負債合計

繰延税金資産の純額

法定実効税率	33.0%
	00.070
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない	
項目	6.2%
住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	0.8%
外国税額控除	0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源	
泉税	0.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額	0.4%
修正	
評価性引当額	0.0%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税 金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第 15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平 成28年法律13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28 年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引 下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延 税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税 率は従来の32%から31%となります。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であり ます。

企業結合等関係

1.会社分割について

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当社は、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」)との、平成27年2月18日付吸収分割契約に基づき、NFR&Tの機関投資家顧問事業及びリテール運用関連事業を会社分割により承継いたしました。

(1) 企業結合の概要

会社分割の目的

本件会社分割により、当社は、NFR&Tが行ってきた投資信託の運用・管理に係る事務および機関投資家向けの顧問関連事業をNFR&Tから承継し、野村グループのアセット・マネジメント部門内における営業、運用、管理業務を集約します。ファンドおよび運用会社の分析・評価業務は、NFR&Tが集約して行います。これらの再編により、運用オペレーションの効率化と堅牢性の向上を図り、顧客に対する質の高いサービスの提供が可能となります。また、再編後の当社及びNFR&T両社は、それぞれの専門性を発揮することにより、品質の高い運用商品の提供を行い、投資家の多様なニーズに応えられると判断いたしました。

会社分割日程

吸収分割契約締結日平成27年2月18日機関投資家顧問事業の吸収分割効力発生日平成27年7月1日リテール運用関連事業の吸収分割効力発生日平成27年10月1日

会社分割の方法

当社を分割承継会社とし、NFR&Tを分割会社とする無対価による吸収分割方式であります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 吸収合併について

当社は、野村プライベート・エクイティ・キャピタル株式会社(以下「NPEC」)との、平成27年2月18日付吸収合併契約に基づき、NPECを吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

吸収合併の目的

運用オペレーションの効率化と堅牢性の向上を図り、顧客に対する質の高いサービスの提供を可能とする ためであります。

吸収合併日程

吸収合併契約締結日 平成27年 2月 18日 吸収合併効力発生日 平成27年 12月 1日

吸収合併の方法

当社を吸収合併存続会社とし、NPECを吸収合併消滅会社とする無対価による吸収合併方式であります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製

品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ)子会社等

ĺ		会社等			事業の内容	議決権等	関注	車当事		取引		期末
	種類	の名称又は	所在地	資本金	要素の内容	の所有	者	との関	取引の内容	金額	科目	残高
		氏名			人は帆来	(被所有)割合		係		(百万円)		(百万円)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	関連 会社	株式会社 野村総合 研究所		18,600 (百万円)	情報 サービス業	(所有) 直接 21.4%	サービス・製 品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*1)	3,990	未払費用	547	
--	----------	---------------------	--	-----------------	-------------	---------------------	----------------	-----------------------------------	-------	------	-----	--

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	39,273	未払手数料	4,182
親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・アン ド・テクノ ロジー株式 会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*3)	1,976	未払費用	815

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
 - (*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

㈱野村総合研究所

流動資産合計229,418固定資産合計273,220

流動負債合計87,832固定負債合計65,965

純資産合計	348,841
売上高	358,952
税引前当期純利益	51,509
当期純利益	34,167

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等 該当はありません。

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者 との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社 野村総合 研究所		18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 20.8%	サービス・製品の購入	自社利用の ソフトウェ ア開発の委 託等(*1)	5,058	未払費用	279

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	39,084	未払手数料	3,865
親会社の 子会社	野村ファン ド・リサー チ・アン ド・テクノ ロジー株式 会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*3)	2,412	未払費用	669

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
 - (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	㈱野村総合研究所
流動資産合計	239,155
固定資産合計	324,634
流動負債合計	122,933
固定負債合計	55,456
純資産合計	385,400
売上高	352,003
税引前当期純利益	56,508
当期純利益	40,179

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度		
(自 平成26年4月1日		(自 平成27年4月1日		
至 平成27年3月31日)		至 平成28年 3 月31日	∃)	
1株当たり純資産額	18,829円58銭	1株当たり純資産額	20,377円23銭	
1株当たり当期純利益	3,876円72銭	1 株当たり当期純利益	4,977円07銭	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	については、潜	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜		
在株式が存在しないため記載しておりま	せん。	在株式が存在しないため記載しておりません。		
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		
損益計算書上の当期純利益	19,967百万円	損益計算書上の当期純利益	25,635百万円	
普通株式に係る当期純利益	19,967百万円	普通株式に係る当期純利益	25,635百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な厚	勺訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
該当事項はありません。		該当事項はありません。		
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁

止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の 額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{*}平成28年5月末現在

(2)販売会社

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品 取引業を営んでいます。

^{*}平成28年5月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	* (b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
アリアンツ・グローバル・インベス ターズ・US・エル・エル・シー (Allianz Global Investors U.S. LLC)	66,635,161 USD	米国にて投資運用業、投資助言業を行っております。
アリアンツ・グローバル・インベス ターズGmbH (Allianz Global Investors GmbH)	49,900,900 EUR	ドイツにて投資信託業、投資運用業 を行っております。
アリアンツ・グローバル・インベス ターズ・アジア・パシフィック・リミ テッド (Allianz Global Investors Asia Pacific Limited)	70,000,000 HKD	香港にて投資運用業、投資助言業を行っております。

^{*}平成27年12月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保 管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、 収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないま す。

(3)投資顧問会社

委託会社から「野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 マザーファンド」の運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレス をコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

岩部俊夫

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

森重俊寛

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

櫻 井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 岩

岩部俊夫

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

森 重 俊 實

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコースの平成27年4月28日から平成28年4月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Aコースの平成28年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成28年6月17日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 岩部俊夫

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

森 重 俊 實

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経 理状況」に掲げられている野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコースの平成27 年4月28日から平成28年4月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、 注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明す ることにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っ た。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るため に、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続 は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及 び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査 法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な 表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営 者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 野村クラウドコンピューティング&スマートグリッド関連株投信 Bコースの平成28年4月27日現在の信託財産の 状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認 める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

> 以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。